

平成27年第2回 飯塚市議会会議録第4号

平成27年3月24日（火曜日） 午前10時01分開議

○議事日程

日程第30日 3月24日（火曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第10号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）
- 2 議案第31号 飯塚市市民自治基本条例
- 3 議案第32号 飯塚市総合計画策定条例
- 4 議案第33号 飯塚市名誉市民条例
- 5 議案第34号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例
- 6 議案第35号 飯塚市職員定数条例等の一部を改正する等の条例
- 7 議案第36号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 8 議案第37号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第38号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 10 議案第40号 飯塚市財政調整基金条例及び飯塚市減債基金条例の一部を改正する条例
- 11 議案第42号 飯塚市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 12 議案第44号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- 13 議案第57号 財産の譲渡（上勢田自治公民館建物）
- 14 議案第58号 財産の譲渡（鹿毛馬上自治公民館建物）
- 15 議案第59号 財産の譲渡（小峠自治公民館建物）
- 16 議案第60号 財産の譲渡（六反畑自治公民館建物）
- 17 議案第61号 財産の譲渡（石丸自治公民館建物）
- 18 議案第62号 財産の譲渡（石丸団地1自治公民館建物）
- 19 議案第65号 財産の取得（暮らし・にぎわい再生事業施設建築物の健幸プラザ（仮称）用床）
- 20 議案第66号 財産の取得（吉原町1番地区第一種市街地再開発事業施設建築物の保留床）
- 21 議案第68号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更
- 22 議案第69号 飯塚地区消防組合規約の変更
- 23 議案第84号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第9号）
- 24 議案第85号 飯塚市教育長の休暇、勤務時間等に関する条例
- 25 議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第12号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 2 議案第16号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第17号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計予算
- 4 議案第18号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算

- 5 議案第30号 平成27年度飯塚市立病院事業会計予算
- 6 議案第41号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例
- 7 議案第43号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
- 8 議案第46号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- 9 議案第47号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第48号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例
- 11 議案第49号 飯塚市健幸プラザ条例
- 12 議案第51号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
- 13 議案第52号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例
- 14 議案第64号 財産の譲渡（相田保育所）
- 15 議案第88号 契約の締結（菰田保育所新園舎建設工事）
- 第3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）
 - 1 議案第13号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
 - 2 議案第14号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）
 - 3 議案第25号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
 - 4 議案第26号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
 - 5 議案第87号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）
 - 1 議案第11号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）
 - 2 議案第19号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
 - 3 議案第20号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
 - 4 議案第21号 平成27年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
 - 5 議案第22号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
 - 6 議案第23号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
 - 7 議案第24号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
 - 8 議案第27号 平成27年度飯塚市水道事業会計予算
 - 9 議案第28号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算
 - 10 議案第29号 平成27年度飯塚市下水道事業会計予算
 - 11 議案第39号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
 - 12 議案第45号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
 - 13 議案第50号 飯塚市筑穂乾燥調製施設条例を廃止する条例
 - 14 議案第63号 財産の譲渡（神田集会所建物）
 - 15 議案第67号 字の区域の変更
- 第5 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）
 - 1 議案第89号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第10号）
 - 2 議案第90号 和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）
 - 3 請願第16号 「事件処理に関する上申書」に関する請願
- 第6 庁舎建設特別委員長報告（質疑、討論、採決）
 - 1 請願第15号 新庁舎建設の計画変更に伴う住民説明会の開催に関する請願
 - 2 議案第53号 契約の締結（飯塚市新庁舎建設工事）
 - 3 議案第54号 契約の締結（飯塚市新庁舎建設（電気設備）工事）
 - 4 議案第55号 契約の締結（飯塚市新庁舎建設（給排水衛生設備）工事）
 - 5 議案第56号 契約の締結（飯塚市新庁舎建設（空調設備）工事）

- 6 庁舎建設に関することについて
- 第7 平成27年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）
- 1 議案第15号 平成27年度飯塚市一般会計予算
- 第8 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第70号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 3 議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 4 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 5 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 6 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 7 議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 8 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 9 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 10 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 11 議案第80号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 12 議案第81号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 13 議案第82号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 14 議案第83号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第9 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議員提出議案第1号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 2 議員提出議案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第3号 介護保険制度の充実を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第4号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出
- 第10 報告事項の説明、質疑
- 1 報告第2号 平成26年度飯塚市土地開発公社予算の補正
- 2 報告第3号 専決処分の報告（飯塚オートレース場駐車場における車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 3 報告第4号 専決処分の報告（河川護岸における事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 第11 議長あいさつ
- 第12 市長あいさつ
- 第13 署名議員の指名
- 第14 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（道祖 満）

これより本会議を開きます。

総務委員会に付託してました「議案第10号」、「議案第31号」から「議案第38号」までの8件、「議案第40号」、「議案第42号」、「議案第44号」、「議案第57号」から「議案第62号」までの6件、「議案第65号」、「議案第66号」、「議案第68号」、「議案第69号」、及び「議案第84号」から「議案第86号」までの3件、

以上25件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。10番 佐藤清和議員。

○10番（佐藤清和）

総務委員会に付託を受けました議案25件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第10号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第84号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第9号）」については、執行部から、補正予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、商工業振興費・地域活性化商品券発行事業補助金について、プレミアム商品券の発行はいつ頃を予定しているのかということについては、現在、商工会議所、商工会等で検討中であるが、7月中旬頃の発行を予定しており、有効期間は6カ月間であるという答弁であります。

次に、地域振興費・地域づくり推進員謝礼金について、買い物弱者等の地域課題を解決するため、各まちづくり協議会に推進員を1名ずつ配置する計画だが、具体的にはどのような事業を行うのかということについては、買い物をする場所がない地域においては、買い物ができる拠点づくりを目指し、また、街なかにおいては、買い物に行けない方の代わりに買い物をするなど、地域の実情に応じた取り組みを行っていくという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市市民自治基本条例」については、執行部から、議案書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、自治会の加入率を上げることが、本市の大きな課題であるが、市民の責務として、自治会加入を義務付けることは検討できないのかということについては、本案は基本的なルールを定める基本理念条例であり、具体的な手法や政策については、今後、担当課において検討していくという答弁であります。

次に、市民や議員に対する説明会等は十分に行われたのかということについては、まず、市民説明会を12地区公民館で実施し、その後、出前講座や関係団体との説明会等を行い、延べ約千人の方に参加いただいている。また、議員との意見交換についても、自治基本条例策定委員会答申案に対する市民意見公募を行ったのち、3回の勉強会を開催しているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案については、市のまちづくりに関する最高規範となるものであることから、改選後の新しい議会において、特別委員会の設置の検討も含め、慎重に審査する必要があるため、継続審査とすべきであるという意見や、本案については、市民説明会や議員との勉強会も十分に行われた上で提案されたものであるため、先送りはせず、現在の議員が責任を持って賛否を示すべきであるという意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第32号 飯塚市総合計画策定条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 飯塚市名誉市民条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」、「議案第35号 飯塚市職員定数条例等の一部を改正する等の条例」、「議案第36号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」、「議案第37号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第38号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正

する条例」、「議案第40号 飯塚市財政調整基金条例及び飯塚市減債基金条例の一部を改正する条例」、「議案第42号 飯塚市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」、「議案第44号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第57号 財産の譲渡（上勢田自治公民館建物）」から「議案第62号 財産の譲渡（石丸団地1自治公民館建物）」までの6件、「議案第65号 財産の取得（暮らし・にぎわい再生事業施設建築物の健幸プラザ（仮称）用床）」、「議案第66号 財産の取得（吉原町1番地区第一種市街地再開発事業施設建築物の保留床）」、「議案第68号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」、「議案第69号 飯塚地区消防組合規約の変更」、「議案第85号 飯塚市教育長の休暇、勤務時間等に関する条例」及び「議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、以上20件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの総務委員長報告のうち、議案第10号、議案第35号、議案第38号、議案第42号、議案第85号に反対の立場から討論を行います。

議案第10号 平成26年度一般会計補正は、特別養護老人ホーム筑穂桜の園を社会福祉協議会に無償貸与し、介護サービス事業特別会計を廃止するために一般会計に繰り入れを行うものです。市が直営で行うべきであり賛成できません。

「議案第35号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する等の条例」と、「議案第42号 飯塚市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「議案第85号 飯塚市教育長の休暇、勤務時間に関する条例」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の変更に伴い教育委員会を代表する教育委員長をなくすための変更であります。

自治体幹部である教育長に教育委員長の役割も与え、文字通り、教育委員会のトップに据えようとするものです。教育長は、いまは教育委員会が任命し罷免もできますが、首長が議会の同意を得て任命するように変えられます。また、教育委員会は教育長に対する指揮監督の権限も奪われます。これらは、教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会を首長任命の自治体幹部である教育長の支配下に置くものです。

政治が教育に果たすべき責任は、条件整備などによって教育の営みを支えることです。政治が教育内容に介入し、歪めるようなことは絶対行ってはならないことです。このような法律改正に伴う条例改正には反対です。

「議案第38号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」は、特別養護老人ホーム条例の廃止に伴い、介護サービス事業特別会計を廃止するものです。筑穂桜の園は市が責任をもって運営すべきであります。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第10号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の

議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第31号 飯塚市市民自治基本条例」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第32号 飯塚市総合計画策定条例」、「議案第33号 飯塚市名誉市民条例」及び「議案第34号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第35号 飯塚市職員定数条例等の一部を改正する等の条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第36号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」及び「議案第37号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第38号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第40号 飯塚市財政調整基金条例及び飯塚市減債基金条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第42号 飯塚市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第44号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第57号 財産の譲渡（上勢田自治公民館建物）」、「議案第58号 財産の譲渡（鹿毛馬上自治公民館建物）」、「議案第59号 財産の譲渡（小峠自治公民館建物）」、「議案第60号 財産の譲渡（六反畑自治公民館建物）」、「議案第61号 財産の譲渡（石丸自治公民館建物）」、「議案第62号 財産の譲渡（石丸団地1自治公民館建物）」、「議案第65号 財産の取得（暮らし・にぎわい再生事業施設建築物の健幸プラザ（仮称）用床）」、「議案第66号 財産の取得（吉原町1番地区第一種市街地再開発事業施設建築物の保留床）」、「議案第68号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」、「議案第69号 飯塚地区消防組合規約の変更」及び「議案第84号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第9号）」、以上11件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案11件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第85号 飯塚市教育長の休暇、勤務時間等に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第12号」、「議案第16号」から「議案第18号」までの3件、「議案第30号」、「議案第41号」、「議案第43号」、「議案第46号」から「議案第49号」までの4件、「議案第51号」、「議案第52号」、「議案第64号」及び「議案第88号」、以上15件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

厚生委員会に付託を受けました、議案15件について審査した結果を報告いたします。

「議案第12号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第41号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書、及び議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、委員の中から特別養護老人ホームの移譲に反対であるため、本案2件に反対であるという意見が出され、それぞれ採決を行った結果、本案2件についてはいずれも賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、委員の中から、高齢者や低所得者が多いという被保険者の構造上、保険料だけで賄うのはむずかしく、一般会計からの基準外繰り入れを行う必要があると考えるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第46号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から予算書及び議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の改正により保険料は何%上がっているのかという

ことについては、基準額が5890円から6380円へ490円増額されており、約8%の増であるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、高すぎる保険料に反対であるため、本案2件に反対であるという意見が出され、それぞれ採決を行った結果、本案2件についてはいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、後期高齢者医療制度に反対であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 平成27年度飯塚市立病院事業会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、建て替え建設費用が含まれる本予算には反対であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第43号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第47号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、休日の診療時間が午後5時から午後11時までだったものが、午後6時から午後10時までと2時間短縮されているが、その理由は何かということについては、医師会との協議の中で、平日拡大に向けて診療時間についても検討する中で、昼間の診療から急患センターでの診療、そして翌日の診療と連続する現実から、医師への負担が少なく、多くの医師の協力が得られること、かつ適正な診療時間のあり方を検討した結果と合わせて、この診療時間でないと平日拡大が困難であるとの医師会の見解であり、協議の結果、この診療時間となった。しかしながら、市としては少しでも診療時間を長くできるよう今後とも医師会と協議していきたいという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、夜間の診療時間を今までどおり維持する必要があると考えるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第49号 飯塚市健幸プラザ条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、施設の利用についてどのような運用を考えているのかということについては、初めての利用者には体力測定を行ってもらい、利用者にあった運動方針等を作成し、それを実践していただくような運用を考えている。また、多目的室では、運動不足の方のためのさまざまな教室やイベントを行い、参加された方には無料優待券を配付してトレーニング室へ誘導するような仕組みづくりに取り組んでいくという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第51号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」及び「議案第52号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 財産の譲渡（相田保育所）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、業者選定に当たっては、1つの法人が短期間のうちに集中して移譲を受けることは園の運営に支障があると懸念するため、過去に移譲を受けたことのない法人が有利になるよう工夫しているとのことであるが、結果的に一度移譲を受けた法人が選定されている。市として広く社会福祉法人に募集を呼び掛けているが、実績がなければ移譲を受けることが難しい状況ではないのかということについては、今回応募のあった高齢者施設を運営する社会福祉法人には、事業所内での託児所の運営を行っているなど、保護者が安心できるような取り組みを行っていただきたいことを、応募の際に法人へ伝えていた。市としては、今後についても高齢者施設を運営する社会福祉法人等への移譲についても進めていきたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、保育行政は市が責任を持って行うべきであり、民営化に反対であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 契約の締結（菰田保育所新園舎建設工事）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、最近の入札において1者で落札率が100%という状況が続いているが、入札を取りやめるという方法はなかったのかということについては、本来入札は複数の業者により競争性が確保されるべきと考えるが、事業の進捗管理もあり、非常に少ない業者数の中、厳しい状況ではあるが、入札を執行したものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、1者での入札は認められないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

厚生委員長長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの厚生委員長報告のうち、議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第30号、議案第41号、議案第46号、議案第48号、議案第64号、議案第88号に反対の立場から討論を行います。

「議案第12号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第41号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例」は、筑穂桜の園の利用料などから基金を積み立て、もともと何のために積み立てたのか、利用者に還元することなく1億6000万円ものお金を一般会計に繰り入れてしまい基金条例も廃止するというものであり賛成できません。

「議案第16号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」です。大幅に引き上げられた国民健康保険税は県下でも一番高くなっています。国保証のとりあげや差押えなどをやめて、一般会計から繰り入れを行い、国保証の引き下げを行うべきであります。

「議案第17号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第46号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」は、介護保険料の3年ごとの見直しによるものですが、見直しのたびに引き上げられています。今回は平均で8.1%、基準月額で6380円

となり、年間5880円の負担増となります。一番負担が少ない第一区分の人でも年間2940円の負担がふえています。また、所得金額が120万円の人では、年間1万8240円もの大幅な負担増になります。消費税増税で物価が上がり、年金が削られ、そのうえ介護保険料の負担が増えることは、特に低所得者の高齢者には憲法25条生存権も脅かすものとなっています。生活が厳しい、苦しくなっているという訴えが届けられています。介護保険料の引き上げが含まれる本予算には反対です。

「議案第18号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」です。75歳以上の人を、それまで加入していた健保や国保など公的医療保険を強制的に脱退させ、別枠の医療保険制度に囲い込むものです。年齢で区別・差別する、世界でも異例の「高齢者いじめ」の医療の仕組みであり反対です。

「議案第30号 平成27年度飯塚市立病院事業会計予算」は、資材単価や労務単価の高騰、消費税増税によるものとして大幅に引き上げられた建替工事費が含まれているため賛成できません。

「議案第48号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例」は、急患センターの移設に伴い、平日の夜間も午後7時から9時まで診療するもので、特に小さい子どもを抱える世帯に安心が広がります。しかし、これまでの休日夜間の診療時間午後5時から11時までを午後6時から10時までで時間を短縮する内容が含まれており賛成できません。

「議案第64号 財産の譲渡」は、相田保育所を民営化し、社会福祉法人いしずえ会に無償譲渡するものです。公的財産も責任も投げ捨てるものであり認められません。

「議案第88号 契約の締結（菰田保育所新園舎建設工事）」は、1者のみで入札が行われています。予定価格100%の落札率というもので認められません。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第12号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第16号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第17号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第18号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第30号 平成27年度飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第41号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第43号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第46号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第47号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第48号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第49号 飯塚市健幸プラザ条例」、「議案第51号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」及び「議案第52号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第64号 財産の譲渡(相田保育所)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第88号 契約の締結(菰田保育所新園舎建設工事)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第13号」、「議案第14号」、「議案第25号」、「議案第26号」及び「議案第87号」、以上5件を一括議題といたします。市民文教委員長の報告を求めます。18番 秀村長利議員。

○18番(秀村長利)

市民文教委員会に付託を受けました、議案5件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第13号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第14号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）」、以上2件については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」及び「議案第26号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」、以上2件については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの市民文教委員長報告のうち、「議案第26号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」に反対の立場から討論を行います。

学校給食は、子どもの健康と命にかかわる大切な教育の一環です。行革や効率化の名のもとに営利企業に調理業務を委託することは行政の責任放棄であり認められません。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第13号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第14号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）」及び「議案第25号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第26号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第87号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第11号」、「議案第19号」から「議案第24号」までの6件、「議案第27号」から「議案第29号」までの3件、「議案第

39号」、「議案第45号」、「議案第50号」、「議案第63号」及び「議案第67号」、以上15件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。15番 八児雄二議員。

○15番（八児雄二）

経済建設委員会に付託を受けました議案15件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第11号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」、「議案第20号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」、「議案第21号 平成27年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第22号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、「議案第23号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」、「議案第24号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」、「議案第27号 平成27年度飯塚市水道事業会計予算」、「議案第28号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」及び「議案第29号 平成27年度飯塚市下水道事業会計予算」、以上9件については、予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」、「議案第45号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第63号 財産の譲渡（神田集会所建物）」、「議案第50号 飯塚市筑穂乾燥調製施設条例を廃止する条例」、「議案第67号 字の区域の変更」、以上5件については、議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの経済建設委員長報告のうち、議案第27号に反対の立場から討論を行います。

「議案第27号 平成27年度飯塚市水道事業会計予算」です。命を守る大切な水をつくる施設を民間委託にすることは、住民と命と健康を守るという自治体の責任放棄であり、その水道料金に消費税を転嫁することは認められません。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第11号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第2号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第19号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願

います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第20号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」、「議案第21号 平成27年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第22号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」及び「議案第23号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第24号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第27号 平成27年度飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第28号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第29号 平成27年度飯塚市下水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第39号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」、「議案第45号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第50号 飯塚市筑穂乾燥調製施設条例を廃止する条例」、「議案第63号 財産の譲渡(神田集会所建物)」及び「議案第67号 字の区域の変更」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案5件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第89号」、「議案第90号」及び「請願第16号」、以上3件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。15番八兒雄二議員。

○15番(八兒雄二)

経済建設委員会に付託を受けました議案2件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第89号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第10号)」、「議案第90号 和解(道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題)」及び「請願第16号 「事件処理に関する上申書」に関する請願」、以上3件については関連があるため一括議題とし、

執行部から補正予算書及び議案書等に基づく補足説明、並びに3月5日の本会議において各議員から審査要望のあった事項について説明を受けたのち、請願の紹介議員から請願に関する趣旨説明を受け、種々審査いたしました。

審査要望のあっておりました、議案第90号、和解案の第4条（引き渡し）第3項における工事内容の詳細については、本条で規定する林地開発計画、岩石採取計画に関連する一連の措置は計画申請者が実施するもので、現時点では計画変更に向け調整中と聞き及んでおり、その工事内容の詳細については把握できていないが、囲ため池の再整備については本市の施設を扱うことになるため、本市・申請者・福岡県で協議を行い決定することになるという答弁であります。

次に、和解案第5条の瑕疵担保責任免除特約を設ける必要性については、本市が土地を売却する際の契約書においても、買い手に対し土地に隠れた瑕疵があった場合、市は責任を負わない旨の条項を入れている。顧問弁護士の見解によると、「建物や物品の譲渡の際は隠れた瑕疵というものが想定されやすいが、土地については比較的想定されにくく、仮に違法な埋設物があったとしても、第4条第2項により撤去を求めることが可能であり、大きな不利益とはなりにくいことから入った条項である」とのことであったという答弁であります。

次に、和解案第8条（和解金）の内容については、事務所等建物とトイレの移転補償費。洗砂機、砂ふるい機、中間処理設備、中間処理設備用電気変圧器等の機械設備、車両のタイヤ洗浄槽、沈殿槽、井戸等の生産設備、貯砂場、進入路等の付帯工作物の移転補償費。建物内の備品等の屋内動産、排水ポンプ・建設機械等の屋外動産の移転補償費。その他、移転に関する雑費の補償、事業所の移転期間の休業補償、事業益減となった一部の補償により算定し、合計1億2763万7千円であるという答弁であります。

次に、和解案第11条（契約の解除）の要件が第4条（引き渡し）と第6条（所有権移転登記手続）に限定されている理由については、本合意書は履行されることが前提であるが、第4条の営業の終了、構造物等の撤去、林地開発計画等の完了、第6条の土地の権利関係の整理が履行されない場合は、今回、合意の目的である、本市による土地の取得が達成できないため、契約を解除する条件を入れたものである。また、第4条、第6条の履行には時間を要することが予想され、比較的長い履行期限を設定しているため、その期限内の履行確保を担保したいという考えもあり、このような案としたという答弁であります。

以上のような審査の結果、「議案第89号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第10号）」及び「議案第90号 和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）」、以上2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、「請願第16号 「事件処理に関する上申書」に関する請願」については、「議案第89号」及び「議案第90号」、以上2件をいずれも原案どおり可決すべきものと決定したため、みなし不採択といたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの経済建設委員長報告にありました「議案第90号 和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）」に賛成の立場から討論を行います。

この議案の提出理由について齊藤守史市長は、「福岡地方裁判所において継続中の、明星

寺地区採石場周辺市道に関する訴訟、及び訴訟に関連する問題、並びに明星寺地区ごみ撤去問題を、一体として全面的な解決を図るための和解について、次のとおり議会の議決を求める」としています。

この議案の第1には、明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要をあげています。これは、嘉飯山砂利建設株式会社が本市を相手取り、車両制限令による通行制限の措置命令取り消し及び待避所設置の自費施工申請却下の無効確認を求めたものです。

第2は、明星寺地区ごみ撤去問題概要をあげています。これは、新進工業有限会社が本市に対し求めている、ごみの撤去又は損害賠償について、そもそも損害賠償請求権があるのか争っている問題との説明です。

第3は、和解当事者を甲として飯塚市、乙1として嘉飯山砂利建設株式会社、乙2として坂平聖治、乙3として新進工業有限会社とすることを示すものです。

第4は、和解内容であり、第1条（土地売買）、第2条（所有権移転次期）、第3条（公簿売買）、第4条（引き渡し）、第5条（瑕疵担保責任免除特約）、第6条（所有権移転登記手続）、第7条（代金支払い）、第8条（和解金）、第9条（訴訟取下げ）、第10条（道路利用等）、第11条（契約の解除）、第12条（本件ごみ問題の終結）、第13条（紛争の終結）となっています。

このうち第1の、車両制限令による通行制限の措置命令及び待避所設置の自主施工申請却下については、本市の今回判断は、法令に照らしても、住民の苦難を軽減するためにも、正しいものと確信しています。この際、本市がこの道路は車両制限令による制限対象の道路に該当しないと、長年にわたって信じ込み、議会や住民の理を尽くした指摘を受けても言を左右にごまかし続け、現地調査で事実を突きつけられるまで認めず、長期間にわたって沿線のみならず地域住民に、10トンダンプの頻繁な通行による生活環境の破壊、通行の危険を放置し続け、多大の犠牲を押しつけてきたことを厳しく指摘せざるを得ません。今後、関係道路については、必ず車両制限令による制限を維持し、再び多大の犠牲を地域住民に押しつけることがないようにすべきことは当然です。

第2の、ごみ撤去問題については、1として、市のごみ埋設が一般廃棄物以外を含むなど不適切であったこと。2として、ごみが地表に露出したのは、福岡県が許可した事業区域を大幅にこえた、採石業者による不法な土砂採取行為によるものであること。3として、県がこの不法行為に厳正な対処をせず、事実上、不法の土砂採取をした土地を買収すれば良いとする、採石業者に甘い指導を続けたこと。4として、ごみ撤去が必要か否かについて、福岡県の本市の対する助言に一貫性がないと見られること。この4つの視点から見れば、新進工業有限会社に損害賠償請求権があるかについては、争うべき点があることは当然です。ここで明確にしておくべきことは、市が不適切に埋設し、さらに不法採取行為によって露出されたごみによって地下水が汚染されるなど、住民に健康被害が出るようなことが絶対にないようにする責任が、本市にあるということです。

これらを前提として和解内容を見ると、第1に、訴訟取下げにより道路管理者の判断に基づく、道路制限令による通行制限が維持されること。第2に、ごみ埋設区域の土地買収によって将来にわたる危険監視が、市の責任で行われること。第3に、合意成立後、速やかに営業停止、本年12月25日までに撤去、産廃中間処理施設予定地を含む当該区域におけるこれらの土地を市に引き渡すものであること。ここに住民の切実な要求が反映しています。

第4条の3に掲げる緑地の整備、調整池整備、囲いたため池の再整備などこれらの真摯な実行を監視すること、第10条に掲げる事業撤退にかかわる道路使用について、市が必ず事前に地元住民の合意を得るべきことなど、市と住民による今後の監視が必要ですが、上記の3点により、少なくとも平成22年夏以降、飯塚市自治会連合会や鎮西地区自治会長会をはじめ、広範な世論の支援のもとに、不法行為の現地での監視と抗議、雪の中のパレード、県知事へ

の署名提出、支援金の募集活動など、地元住民が困難に負けず団結して粘り強く頑張り、また、住民の切実な要求に基づく決議を賛成多数で繰り返し採択するなど、本市議会が支持して戦った、明星寺地区における産廃施設設置反対、採石場拡張反対、車両制限令による10トンダンプの通行制限の目標は、大枠において達成されることとなります。フクロウやキジが生息し、人が緑豊かな環境で子どもを育て、老後を過ごし、多くの人々が遠くから憩いを求めて散歩する、自然豊かな明星寺と潤野の地を、採石業の継続、産廃中間処理業による10トンダンプのひっきりなしの往来、がれきを破碎する打撃音、洗濯物も干せず、息もできないほどの粉塵、家を揺るがす振動、子どもやお年寄りの交通の危機から守りぬくことは、飯塚市のこれからのまちづくりの決意にもかかわることです。

最後に、和解にかかる費用1億7600万円の支出については、さまざまな不法行為を繰り返してきた業者に対して、法令に照らして厳正な態度を長年にわたってとらなかった、そして他人の土地への産廃中間処理施設の違法設置と営業を放置したうえで許可申請すれば認めるといような指導をしてきた福岡県及び本市に重要な責任があることを厳しく指摘しておきます。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。8番 永末雄大議員。

○8番（永末雄大）

政策クラブの永末雄大です。手短かに討論させていただきます。議案第89号、90号に反対の立場から、及び請願16号に賛成の立場から討論をいたします。

まず、89号、90号に反対する理由ですが、3つございます。1つ目は、ごみを撤去する法的な義務がないということです。それは現在、和解を進めている顧問弁護士がそもそも認めています。当時、ごみは適法に埋設されており、今になり市がその責任で撤去する必要はありません。2つ目は、和解金約1億2700万の内訳がわからず、それが果たして和解金として適正な価格であるか否かの判断がつきません。3つ目は、今回の支払いに充てる財源というのは、剰余金として減債基金に積み立てる予定の金額を減額するものです。現在の市の財政状況を考えますと、先ほどの2点を照らし合わせましても適当であるとは思えません。このような理由から、私はこの和解案に賛同できないため89号、90号に反対いたします。

また、請願16号につきましては、その要旨にもありますように、道路訴訟とごみ撤去問題は別のものであり、一体として解決を図るべきではないというものです。私は先ほど述べましたように和解議案に賛同できませんので、同じく和解ではない解決を求めるこの請願に賛成いたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第89号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第10号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第90号 和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、

ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「請願第16号 「事件処理に関する上申書」に関する請願」については、先ほど「議案第89号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第10号)」及び「議案第90号 和解(道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題)」、以上2件が、いずれも原案可決されましたので、不採択とされたものとみなします。

庁舎建設特別委員会に付託していました「請願第15号」、「議案第53号」から「議案第56号」までの4件、及び「庁舎建設に関することについて」、以上6件を一括議題といたします。庁舎建設特別委員長の報告を求めます。24番 岡部 透議員。

○24番(岡部 透)

本特別委員会に付託を受けていました、請願1件、議案4件、調査事件1件について、審査した結果を報告いたします。

「請願第15号 新庁舎の計画変更に伴う住民説明会の開催に関する請願」については、紹介議員から趣旨説明を受けたのち、種々審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、執行部は、請願者の方たちが要望されれば、説明に伺うことは、やぶさかではないということを知っているが、先の議会で提出された同趣旨の請願と同様に、当初庁舎建設に関する説明会のような旧1市4町の5カ所での説明会を要望されているのかということについては、請願者からは当初の説明会と同様に旧1市4町で開催してほしいと、第一に希望していると知っているという答弁であります。

次に、全般についての質疑応答の主なものとして、市のホームページ等で事業内容の変更等をお知らせしているが、市民からの反応はどうであったのかということについては、10月19日にホームページで、また市報11月号においてお知らせをしたが、市民2人の方が直接来庁され、説明を求められたのみであるという答弁であります。

この答弁を受けて、今後においても、市民から説明を求められれば、対応していただけるのかということについては、そのように対応していくという答弁であります。

次に、請願者から直接担当課へ説明会を開催してほしいという話はあったのかということについては、直接には受けていないという答弁であります。

以上のような審査ののち、本件については、賛成者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)」、「議案第54号 契約の締結(飯塚市新庁舎建設(電気設備)工事)」、「議案第55号 契約の締結(飯塚市新庁舎建設(給排水衛生設備)工事)」及び「議案第56号 契約の締結(飯塚市新庁舎建設(空調設備)工事)」、以上4件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受けたのち、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、請願第15号にも記載されていたように、庁舎建設費は約97億2千万円であるという数字が一人歩きしている。今回の落札金額を見る限り、建設費の合計額はその額より下まわるが、当該議案の議決後に、実際の庁舎建設費を公表する考えはあるのかということについては、庁舎建設費は入札により、かなりの減額が見込まれる。指摘があったように、数字が一人歩きしているので、議決後にホームページ等でお知らせしていく予定にしているという答弁であります。

この答弁を受けて、これまであらゆる場面で、償還費を含めた金額を言われていた。しかし、通常家を建てる場合、住宅ローンを含めた金額で家を建てたとは言わないため、議決後には、市民に対しては、庁舎建設費がいくらであったのかをきちんとお知らせしていただきたいという意見が出されました。

次に、地元での資材調達等については、どのように考えているのかということについては、業者に対して資材や労務を、できるだけ市内で調達してほしいと求めているという答弁であります。

この答弁を受けて、落札者は市外の大手であるので、市内業者が事業に関われるよう、行政指導をしてほしいという意見が出されました。

次に、1者による入札で実施されている議案があるが、本市の入札に関するルールにのっとなっているのかということについては、地方自治法等の見解で、一般競争入札においては、告示後に、どれくらいの業者が応募してくるかわからないので、入札参加者が1者であっても入札を執行することは差し支えないとなっていることから、ルールどおり執行したところであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、先の9月議会において庁舎建設予算に反対していたが、本案4件についても同様の理由により反対するという意見が出され、それぞれ採決を行った結果、本案4件は、いずれも賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「庁舎建設に関することについて」は、審査した結果、調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

庁舎建設特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの庁舎特別委員長報告のうち、議案第53号から議案第56号までの4議案に対して反対の立場から、請願第15号に賛成の立場から討論を行います。

飯塚市新庁舎建設に伴う契約の締結です。市民の反対の声も聞かずに、新築建て替え突き進み、資材単価や労務単価が高騰し、大変な金額になっています。また、入札に参加できる業者も集まらない状況です。第55号、第56号議案は、1者のみの入札ではほぼ100%の落札価格であります。このような入札は認められません。

次に、「請願第15号 新庁舎建設の計画変更に伴う住民説明会の開催に関する請願」です。昨年、我が党が行いました住民アンケートに、7割以上の方が106億円もかかる新庁舎建設建て替えには反対だという答えを寄せられています。このとき106億円でアンケートをとったわけですが、現在130億円にまで膨れ上がっています。多額の税金をつぎ込むのですから、住民に十分説明すべきであります。先ほど答弁では、ホームページや市報でお知らせしていますということでしたけれども、ではどのくらいの方がこのホームページというのを見ておられるのか、見て即座にホームページからいろんな意見を出せるのかですね、市報も皆さんご覧になったらわかるとおり本当に小さな字でびっしり書いてあります。載ってるよと言われても、ページを探していっただけでも大変な作業です。こういうことが本当に高齢者の方ができるのかどうかですね、やっぱり市長は以前からタウンミーティングなど市民との対話を掲げてこられました。ぜひとも、こういう大きな事業に関しては住民がわかりやすいように、身近に直接説明をされるべきだというふうに思います。ぜひこの請願通していただいて、住民説明会を開いていただきたいということで、賛成討論といたします。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。5番 江口 徹議員。

○5番（江口 徹）

議案第53号から議案第56号までの、庁舎関係契約議案4件に反対の立場から討論をいたします。9月議会の予算審議の際に詳細は述べましたので、きょうは改めてその骨子だけを述べさせていただきます。

まず、規模についてです。穂波庁舎や筑穂庁舎といった十分に空きスペースがある庁舎を、うまく使うことを考えるのが行政の知恵の見せどころであり、人口減少、職員の削減が予想される中、現在の本庁の1.4倍もの規模の庁舎建設はすべきではありません。次に、費用についてです。何度も紹介していますが、今回の新庁舎と同規模の諫早市役所は坪単価75万円、建設費は42億円、麻生飯塚病院の北棟は総事業費ベースで45億円、坪単価に直すと85万円、また、昨年完成したら市立病院、こちらは一回り小さいのですが、坪単価87万円です。対して飯塚市役所新庁舎は、当初計画でも坪113万円、現在では坪132万円となっており、費用も高いと指摘せざるを得ません。次に、市役所のあり方です。今回の庁舎建設計画は、現状の業務体制を基本に計画されており、支所との役割分担については見直しがなされていません。ITなどを十分活用し、市民が本庁に行くのではなく、近くの支所やサービス拠点ですべてが終わるようにする。そんな今後の市役所の仕事の仕方、未来の仕事のスタイルにあった庁舎が必要であり、その検討が不足しています。以上が、以前より戦艦大和になぞらえ、でかく、高く、時代遅れと批判していた3点であります。

また、加えて事業費の高騰により、今回の提案は当初計画より金額面で大きく膨らんでいます。市はこの建設費の高騰の理由を、復興需要、公共事業の増加、東京オリンピックなどによるものであり、当分続く、上がりこそすれ下がることはないと判断し、予定どおり進めるために今回の契約議案を提案されていますが、復興需要については震災から4年が経過し、重点期間の5年間が残り1年であること、また、国土強靱化についても、今後減少が見込めること、さらには市の事業発注の見込みを考えると、現在が建設費のピークではないかと考えます。同様に考え、予定していた公共事業を先送りするケースも全国各地で出てきており、飯塚市もそうすべきであると考えます。

行政の仕事は、最小のコストで最大の効果をとるというものです。9月も申しましたが、私は建て替え自体に反対ではありません。建てるなら未来を見据えて建てよう。そして、建設費のピークと思われる現在ではなく、もう少し先送りしようということでもあります。そのことを改めて申し述べて、私の討論とさせていただきます。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。8番 永末雄大議員。

○8番（永末雄大）

政策クラブの永末雄大です。「請願第15号 新庁舎建設の計画変更に伴う住民説明会の開催に関する請願」に賛成の立場から討論いたします。

昨年9月にも同様の請願が審議されましたが、その結果は残念ながら否決でありました。今回、再度の提案となった理由としまして、1つ、前回の結果に納得できないという市民の声が非常に多く、再度の署名が集まったということです。2つ目は、市報やホームページでの報告というのは、請願者が求めている説明会という形ではないということ。このことにつきましては、さきの請願のときに請願者からの考えをお伝えしましたが、もともと住民説明会という形で市民は庁舎建設の説明を受けております。その説明会の場で提示された内容と大きくかけ離れた予算が提示されたのでありますから、再度、市が主催する形で住民説明会を行うべきだという考えだと聞いております。

このように再度の提案になりますけれども、その趣旨を酌み取っていただき、再度の審議のほど、どうぞよろしく願いたします。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「請願第15号 新庁舎建設の計画変更に伴う住民説明会の開催に関する請願」の委員長報告は、不採択であります。請願第15号を採択することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成少数。よって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、「議案第53号 契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第54号 契約の締結(飯塚市新庁舎建設(電気設備)工事)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第55号 契約の締結(飯塚市新庁舎建設(給排水衛生設備)工事)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第56号 契約の締結(飯塚市新庁舎建設(空調設備)工事)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「庁舎建設に関することについて」の委員長報告は、調査終了であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり調査終了とすることに決定いたしました。

平成27年度一般会計予算特別委員会に付託していましたが「議案第15号」を議題といたします。平成27年度一般会計予算特別委員長の報告を求めます。4番 石川正秀議員。

○4番(石川正秀)

本特別委員会に付託を受けました、「議案第15号 平成27年度飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出・総務費、合併10周年記念事業費について、どのような事業を計画しているのかということについては、合併10周年となる平成28年3月26日(土)に、コスモスコモンにおいて、来賓や多くの市民の方に参加していただき、合併に特に尽力された方々や、名誉市民に対する表彰などを行う記念式典を開催する予定にしている。なお、特別記念事業として、平成28年2月28日に同所において、NHKのど自慢が開催されることになっており、渋滞対策費用等を計上しているという答弁であります。

次に、同じく総務費、自治会加入向上キャンペーン経費について、取り組みの内容と効果について、どのようになっているのかということについては、具体的な効果は未知数であるが、本市に転入された方に対し、自治会加入案内のために自治会長等の役員が訪問し、その際に市指定ごみ袋4枚1組を渡し、自治会加入促進を促すことにしているという答弁であります。

この答弁を受けて、加入率が減少しているため、渡すごみ袋の枚数を増やすことや健幸プラザの無料招待券を渡すなど、目立つ取り組みをしてほしいという意見が出されました。

次に、民生費、生活困窮者自立相談支援事業費について、本市が実施する意義は何かということについては、昨今、非正規雇用労働者や低所得世帯など、生活困窮に至る恐れのある人が増えている。最後のセーフティネットである生活保護に至る前の生活困窮者を支援する、いわゆる第二のセーフティネットの充実・強化を図ることが重要な課題であり、関係行政機関と連携して多くの方の自立に役立てられるよう、努めていきたいと考えているという答弁であります。

次に、歳入、市たばこ税について、大幅な歳入減となっているのはなぜか、また市内のコンビニエンスストアで購入した場合のたばこ税は、市の歳入となるのかということについては、近年の健康志向による喫煙者の減並びに喫煙場所の制限による喫煙者一人あたりの喫煙本数の減が大きな要因となっていると考えている。また、市内のコンビニエンスストアで購入されれば、たばこ税は市の歳入となるという答弁であります。

また、審査の過程において、バス路線維持負担金を減らすための公共交通機関の利用促進について、ドメスティックバイオレンスの相談等、女性相談事業の周知徹底について、障がい者や障がい児が利用しやすい放課後等デイサービス事業や訓練等給付の取り組みについて、がん患者を減らしていただけるよう、がん検診の受診率を上げる取り組みについて、有害鳥獣対策実施隊の待遇改善について、サンビレッジ苗の利用者増の取り組みについて、スクールバスの混乗運行について、など、多くの指摘なり要望が出されました。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

平成27年度一般会計予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの平成27年度一般会計予算特別委員長報告に反対の立場から討論を行います。

安倍内閣は消費税増税後の景気悪化で苦しむ国民に、社会保障改悪など負担の追い打ちをかける一方で、大企業減税や軍拡をさらに推し進めています。社会保障のためといって消費税を増税しておきながら、増税分5兆円のうち、社会保障の充実に使われるのは、わずか5千億円であり、大型開発の公共事業に重点を置き、軍拡に力を入れ、原発推進を温存する一方で、雇用対策や中小企業、農業、教育などに対する支援・施策はまったく不十分なまま、暮らしを犠牲にし、格差を一層拡大しています。

このような国の悪政から住民の暮らし、福祉を守る、これら自治体の本来の仕事です。ところが、保育所は民間に投げ渡され、保育の公的な保障と責任を後退させてきました。子ども・子育て支援制度は、介護保険のような利用者補助方式、直接方式で、保護者の自己責任

による利用にかえられています。小さな子どもを抱えて、お母さん方から悲鳴が上がっています。年金は減らされる、収入はなかなかふえない中、高過ぎる国民健康保険税、先ほども申しましたが、いま福岡県で一番高い国民健康保険税です。今回引き上げられました介護保険料、家計を圧迫しています。保険証を取り上げられ安心して医療や介護が受けられないという事態も生まれています。また、130億円もかける市庁舎建設も多く住民が反対する中、推し進められています。

本年度、一般会計の予算総額は679億円で、27年度末の借金は693億円にもなる見込みです。借金が当初予算を上回っています。歳出を見直し、暮らし、福祉、子育て最優先の市政に切り替えるべきであると申し上げまして、反対といたします。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第15号 平成27年度 飯塚市一般会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（道祖 満）

本会議を再開いたします。

「議案第70号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました「議案第70号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

議案第70号は、平成27年5月16日付けをもって任期満了になります教育委員会委員につきまして、飯塚市内野3323番地 高石双樹氏を、引き続き、同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第70号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました高石双樹さんからあいさつをしたい旨の申し出がっておりますので、これを、お受けいたします。高石双樹さん。

○教育委員会委員（高石双樹）

失礼いたします。ただいま皆様のご同意をいただきました高石双樹でございます。

「Boys be ambitious」この有名なクラーク博士の言葉には、実は続きがあるのだよということや、ある先輩から教えていただきました。「自分の身勝手なひとりよがりな志ではなく、人が人として身につけなければならないありとあらゆるものを求めて大きな志を持って生きよ」という言葉であったそうです。

飯塚市の教育委員会では、「すべては子どもたちのために」を合言葉に、日々、教育活動に取り組まれております。「すべては子どもたちのために」志を持って、微力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞご指導いただきますように、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長（道祖 満）

「議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」から「議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」までの9件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました、議案第71号から議案第79号の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

平成27年5月16日付けをもって任期満了となります本市固定資産評価審査委員会委員につきまして、議案第71号から議案第74号は、飯塚市天道139番地2 松本和久氏、飯塚市菰田東2丁目6番20号 牛島光一氏、飯塚市柏の森250番地5 柳田光重氏、飯塚市山口370番地1 右橋政博氏を引き続き同委員として、議案第75号から議案第79号は、飯塚市西徳前7番25号 大里正弘氏、福岡市東区馬出五丁目34番28の701号 井手口琢也氏、飯塚市弥山445番地3 青木卓也氏、飯塚市大日寺507番地2 山本貞志氏、飯塚市若菜236番地2 金子由美氏を新たに、同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案9件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案9件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議

会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意をを求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意をを求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意をを求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意をを求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意をを求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意をを求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意をを求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意をを求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第80号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第83号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました、議案第80号から議案第83号の「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、ご説明いたします。

平成27年6月30日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、議案第80号及び議案第81号の2件につきましては、飯塚市長尾498番地 中野ナヲミ氏、飯塚市吉原町6番16号 松岡智氏を、引き続き同委員の候補者として、議案第82号及び議案第83号の2件につきましては、飯塚市長尾1402番地 内藤正登氏、飯塚市椿

30番地18 妻鳥幸子氏を、新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第80号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第81号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第82号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第83号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第1号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。20番 明石哲也議員。

○20番（明石哲也）

議員提出議案第1号につきまして、提案理由の説明をいたします。

「議員提出議案第1号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、出席説明員の規定のうち「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものであります。

また、あわせて、飯塚市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管の一部変更を行うため、本案を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第1号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第2号」、「議員提出議案第3号」及び「議員提出議案第4号」、以上3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。20番 明石哲也議員。

○20番(明石哲也)

議員提出議案第2号、3号、及び議員提出議案第4号、以上3件について、提案理由の説明をいたします。本案3件は、いずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣あてに、「介護保険制度の充実を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、厚生労働大臣あてに「合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣あてに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(道祖 満)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案3件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出」、「議員提出議案第3号 介護保険制度の充実を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第4号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出」、以上3件についていずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「報告第2号 平成26年度飯塚市土地開発公社予算の補正」についての報告を求めます。建設総務課長。

○建設総務課長（吉原文明）

議案書162ページ、「報告第2号 平成26年度飯塚市土地開発公社予算の補正」の報告をいたします。議案書の163ページをお願いします。

平成26年度飯塚市土地開発公社補正予算（第1号）でございます。説明につきましては、議案書164ページでいたします。

今回の補正は、神の前広場敷及び笠城ダム公園敷の買戻しによるものと飯塚駅前広場整備事業用地敷の事業費確定によるものが主でございます。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1款 事業収益は第1項の公有地取得事業収益5943万3千円を増額し、6526万4千円とするものです。第2款 第1項 受取利息は5千円を減額し、千円とするものです。これは、資本金の3年定期利息が下がったことによるものです。第2項の雑収益は、91万1千円を減額するものです。これは、買戻しで、事務費の収入増により、市の補助金が減額となるものです。以上、収入合計は既決額1110万5千円を5851万7千円増額し、6962万2千円とするものです。

次に支出ですが、第1款 第1項 公有地取得事業原価は、5660万3千円を増額し、6215万7千円とするものです。第2款 第1項 販売費及び一般管理費は、4万9千円を減額し、921万3千円とするもので、市派遣職員人件費負担金等の精算です。以上、支出合計は既決額1481万6千円を5655万4千円増額し、7137万円とするものです。

続きまして、資本的収入及び支出の収入ですが、第1款 資本的収入の第1項 借入金は、飯塚市土地開発基金から借入れた用地費112万3千円を減額し、7320万6千円とするものです。

次に支出ですが、第1款 資本的支出の第1項 公有地取得事業費は、用地費とそれに伴う支払利息と買戻しによる発生利息、合計179万7千円を減額し、8160万1千円といたしております。第2項 借入金償還金は、同じく買戻しによる用地費及び補償費の合計3874万1千円を増額し、4429万2千円とするものです。以上、支出合計は既決額8894万9千円を3694万4千円増額し、1億2589万3千円とするものです。

以上、簡単ではございますが、報告第2号の説明を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第3号 専決処分の報告（飯塚オートレース場駐車場における車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」についての報告を求めます。事業管理課長。

○事業管理課長（山本康平）

「報告第3号 専決処分の報告について」説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。議案書の165ページをお願いいたします。

本件事故は、平成26年12月31日、水曜日、午後3時30分頃、市警備員が飯塚オートレース場前売り発売所駐車場に誘導中の相手方車両に対し、入場途中で遮断用ロープを上げたため、相手方車両の後部バンパーを全損させたものでございます。

事故によります市側の過失は100%で示談が成立しております。車両の損害賠償額は修理費12万7150円となっております。

再発防止につきましては、特に満車時における駐車場への誘導について、警備員全員に再発防止及び安全誘導の指導をいたしております。

以上、簡単ですが、専決処分の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第4号 専決処分の報告（河川護岸における事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」についての報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（白土信靖）

「報告第4号 専決処分の報告」についてご報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、河川護岸における事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

追加議案書（その1）の20ページをお願いします。事故の概要につきましては、平成26年11月11日、火曜日、午後3時35分頃、伊川地内の準用河川蓮台寺川の河川敷内において、当事者が蓮台寺川の上流から右岸をカメラ撮影しながら散策していた際、河川護岸の法面保護コンクリートの上に乗ったところ、保護コンクリートの下の土砂が大雨や長年の流水により、流失し空洞になっていたため、落とし穴のような状況で穴に落ち、当事者の両腕の打撲、擦過傷および当事者所有のカメラ等を損傷させたものです。

事故によります市の過失は100%であり、当事者及び国民健康保険への損害賠償額の総額は27万3925円となっております。

河川の管理につきましては、補修箇所を発見した際は迅速に対応しておりますが、更にご気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

○副議長（瀬戸 元）

議長のおあいさつをお願いいたします。道祖 満議長。

○議長（道祖 満）

今期、最終議会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月23日に開会いたしました平成27年第2回定例会は、新年度予算をはじめ、各条例議案、人事議案等の重要かつ多様な案件について審議するという、私ども任期の最後を飾るに誠に意義深い議会であったと思っております。

議員各位におかれましては、時節柄、非常にお忙しい中、30日間という長期間にもかかわらず、熱心にご審議を賜りましたことにつきまして、心から感謝申し上げます。

私、昨年5月に議長としてご推挙をいただき、1年足らずの短期間ではございましたが、微力ながら議会運営に努め、皆さま方のご理解とご協力をいただき、職責を全うすることができました。心から感謝を申し上げます。

顧みますと、我々議員が平成23年4月に市民の信託を受け、市政発展に取り組みはじめて、早や4年が過ぎようとしております。その間、執行部の皆さんにとっては、手厳しい論議を戦わしてまいったところではありますが、これもみな13万市民の福祉と飯塚市の繁栄を願う一念からでありまして、その点ご了解を願っておきたいと存じます。

さて、今限りで勇退されます議員各位におかれましては、本市の福祉向上に大きく貢献していただき、厚くお礼を申し上げます。これからも、本市発展のため、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、次期市議会議員選挙に再出馬をされます皆さま方におかれましては、当選の栄に浴され、再びこの議場でお会いできますよう、心より念願いたす次第であります。

終わりに、議員各位及び齊藤市長はじめ執行部の皆さん並びに議会事務局職員の皆様のご苦勞とご協力に対し、心から感謝を申し上げまして、最終議会の閉会の挨拶とさせていただきます。本当に、ありがとうございました。

(議長交代)

○議長(道祖 満)

市長のあいさつをお願いいたします。市長。

○市長(齊藤守史)

この席をお借りいたしまして、議員の皆様方に対しお礼を兼ね、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、本市議会の定例会が議員皆様方のご理解とご協力によって、本日ここに閉会を迎えるに至りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

皆様方には、この議会が任期中の最後の議会であり、過ぎし4年間の思い出が走馬灯のように去来し、私も皆様方と同じく感慨ひとしお深いものがございます。

この4年間を振り返りますと、厳しい財政状況下でありながらも、20年後、30年後と云った将来の飯塚市を見据えたまちづくりを目指して、行財政改革を推進するとともに、「小中学校施設整備」、「浸水対策」、「中心市街地活性化」の3つの重要施策に加えて、「市立病院の一部建て替え」、「新庁舎建設」など、次世代のための基盤整備に向けた取り組みを進めてまいりました。

事業の推進にあたり、時には厳しいご指摘もございましたが、ご賛同をいただき、一歩ずつ着実に歩みを進めてまいることができました。これもひとえに、皆様方のご支援とご協力の賜物とあらためて深く感謝申し上げます。

惜しくも、今回の任期をもちましてご勇退される議員の皆様におかれましては、市政の発展と市民の福祉向上のため、ご尽力されてこられましたことに、心から敬意と感謝の意を表しますとともに、今後ともご健康に留意されまして、飯塚市発展のため、ご指導並びにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、今回の市議選に引き続きご出馬される皆様方におかれましては、見事当選を果たされまして、再びこの議場でお目にかかれよう格段のご健闘を心からお祈り申し上げます。

終わりに、長年にわたるご厚情に対し、心から感謝を申し上げますとともに、皆様方の今後のご健闘、ご健勝を祈念申し上げます。私の惜別とお礼の言葉といたします。4年間、本当にありがとうございました。

○議長(道祖 満)

署名議員を指名いたします。8番 永末雄大議員、22番 田中博文議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程を全部終了いたしましたので、これをもちまして平成27年第2回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後0時33分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	道 祖 満	15番	八 兎 雄 二
2番	瀬 戸 元	16番	守 光 博 正
3番	吉 田 健 一	17番	城 丸 秀 高
4番	石 川 正 秀	18番	秀 村 長 利
5番	江 口 徹	19番	藤 浦 誠 一
6番	平 山 悟	20番	明 石 哲 也
7番	宮 嶋 つや子	21番	田 中 裕 二
8番	永 末 雄 大	22番	田 中 博 文
9番	松 本 友 子	23番	鯉 川 信 二
10番	佐 藤 清 和	24番	岡 部 透
11番	梶 原 健 一	25番	藤 本 孝 一
12番	古 本 俊 克	26番	兼 本 鉄 夫
13番	松 延 隆 俊	27番	森 山 元 昭
14番	上 野 伸 五	28番	坂 平 末 雄

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 中 村 武 敏

調査担当主査 高 橋 宏 輔

書 記 岩 熊 一 昌

議事係長 斎 藤 浩

書 記 淵 上 憲 隆

書 記 有 吉 英 樹

◎ 説明のため出席した者

市 長 齊 藤 守 史

市民環境部次長 田 中 淳

副 市 長 田 中 秀 哲

都市建設部次長 鬼 丸 力 雄

教 育 長 片 峯 誠

会計管理者 西 敬 由

上下水道事業管理者 梶 原 善 充

事業管理課長 山 本 康 平

企画調整部長 田 代 文 男

土木管理課長 白 土 信 靖

総 務 部 長 小 鶴 康 博

建設総務課長 吉 原 文 明

財 務 部 長 石 田 慎 二

経 済 部 長 伊 藤 博 仁

市民環境部長 大 草 雅 弘

こども・健康部長 高 倉 孝

福 祉 部 長 金 子 慎 輔

公営競技事業部長 加 藤 俊 彦

都市建設部長 菅 成 徹

上下水道局次長 諫 山 和 敏

教 育 部 長 瓜 生 守

企画調整部情報化担当次長 大 庭 章 司

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番